

平成22年6月2日

青梅市立総合病院の7対1看護職員配置基準の取得について

【概要】

平成22年4月に看護師を増員したことにより、4月の実績で7対1看護職員配置基準を満たしたため、7対1入院基本料の施設基準に係る届出を行い、6月より算定開始します。

【内容】

7対1入院基本料とは、入院患者7人に対して1人の看護師を配置するもので、平成18年度の診療報酬の改定において、急性期入院医療の実態に即した看護配置を適切に評価する観点から、一般病棟入院基本料の中で、新たに創設されたものです。

総合病院では、急性期病院として手厚い看護の実施と看護師の勤務環境の改善および診療報酬の増収を図るため、従来の10対1看護職員配置基準から7対1看護職員配置基準の取得を目指してきました。

この7対1看護職員配置基準を取得するためには、看護師の増員が必要となります。

このことから、平成20年12月議会に看護師職員の定数を412人から52人増員し464人を内容とする青梅市病院事業企業職員定数条例の一部改正を提案し、議会においてお認めいただき、定数条例を改正し準備を進めてきました。

当院における7対1看護職員配置基準にもとづく看護師の必要人員は270人程度と見込みましたが、平成21年4月1日の実配置人員は270人、平成22年3月1日では266人であり、平成21年度は余裕がない状態であったことから導入を見送っていました。

4月1日に新たな職員の採用により、実配置職員が288人となり、前年同期と比

較すると18人の増加となりました。また今年度末までの実職員数の変動をみても実配置職員数は280人前後で推移するものと考えられること、また平成22年4月および5月の実績値が配置基準を満たしたことから、7対1入院基本料の施設基準に係る届出を行い、6月より算定開始します。

なお、近隣の自治体病院では、公立福生病院、公立昭和病院、町田市民病院が7対1入院基本料を算定しています。

《 担当 青梅市立総合病院事務局経営企画課 》